

はじめに

大阪エコエリア構想の策定趣旨

大阪府では、産業廃棄物については事業者処理責任のもと廃棄物管理を基本とし、産業廃棄物の発生抑制、減量化、適正処理を進めるため、多量排出事業者に対する指導、廃棄物アセスメントの実施、堺第7 - 3区における埋立処分事業、近畿圏における広域処分場を整備する大阪湾広域臨海環境整備事業（以下「大阪湾フェニックス事業」という。）など先見的・長期的展望に立ち諸施策を進めてきた。

また、一般廃棄物については、府民団体・事業者団体・行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議」を平成3年に発足させ、減量化・リサイクルの実践活動を内容とする「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を策定するなど、ごみの減量化・リサイクルに向けた施策を進めてきた。

平成13年度には、廃棄物処理の目標を定め、関係者が発生抑制、リサイクル、適正な処分に取り組むための規範となる廃棄物処理計画を策定した。さらに、平成14年度には、これらの取組みを更に発展していくため、府・事業者・府民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めた「大阪府循環型社会形成推進条例」を制定したところである。

このような諸施策の推進等により廃棄物の排出に一定の減量はみられたものの、高度に都市化が進んだ府域においては、依然、大量の廃棄物が排出され、廃棄物のリサイクル率が他地域に比べ低い状況であるにもかかわらず、新たな廃棄物処理・リサイクル施設の設置が困難な状況にある。さらに、廃棄物の多様化・質的变化の進展、廃棄物最終処分場跡地の有効活用、地球環境問題への対応としての廃棄物分野での新エネルギー活用の具体化など、新たな課題に直面している。

これらの課題にも対応し、大阪都市圏に循環型社会の全国的なモデルを形成することを目指すとともに、環境関連産業の振興を通じ地盤沈下が叫ばれて久しい大阪産業の活性化を図るため、民間事業者の持つ高い技術力、資金力、事業意欲を最大限に活かしつつリサイクル施設の整備を図る必要がある。

また、他都市に比べ緑の少ない大阪において、府民が自然とふれあう場を創造していく必要があり、とりわけ、高度成長期から工業地域として発展する一方で、全国に先駆け、公共関与による産業廃棄物の最終処分場が整備・運営されてきた堺第7 - 3区における自然創造の取組みが望まれている。

このような認識に立ち、府域へのリサイクル施設の立地についての基本的考え方を示すとともに、廃棄物最終処分場跡地を活用し自然とふれあう場を創造するという取組みを提唱する「大阪エコエリア構想」を策定した。

大阪エコエリア構想の構成等

大阪エコエリア構想は、「リサイクル施設の整備構想」と「自然とふれあう場の整備構想」のふたつの構想から構成される。

リサイクル施設の整備構想については第 1 部に詳細を記述するが、大阪及び京阪神圏における廃棄物処理・リサイクルの現状及び課題を踏まえ、リサイクル等の施設整備が必要な廃棄物種類を定義した上、既に民間事業者から提案されている事業計画について、事業化に向けたそれぞれの課題を整理し、一定の評価を行ったものである。府は、この評価を踏まえ、今後、事業者が課題を克服し、事業計画の具体化を図るための取組みを支援することとする。

なお、この事業計画に対する評価は、廃棄物のリサイクルを進め循環型社会の形成に資するとの観点から行ったものであり、都市計画や環境影響面での評価は、廃棄物処理法、都市計画法、建築基準法、大阪府環境影響評価条例等の関係法令に基づき、個別事業の実現までに経られる諸手続きの中でなされるものである。

自然とふれあう場の整備構想については第 2 部に基本的考え方を記述するが、この中心となる「共生の森」構想の対象としている堺第 7 - 3 区産業廃棄物最終処分場は、平成 13 年 12 月の都市再生プロジェクトにおいて「大都市圏における都市環境インフラの再生」として緑の拠点を創出することが決定され、市民、NPO 等の参画のもと整備を進めることとされている。

本構想は、これを受け、課題と基本コンセプトの考え方を整理したものであり、その事業スキームや具体の事業手法については、今後、検討していくこととなる。

第 1 部 リサイクル施設の整備

第 1 章 大阪府の廃棄物処理・リサイクルの状況

1 - 1 一般廃棄物

(1) 排出・処理の現状

平成 12 年度における大阪府の一般廃棄物の総排出量は、435 万トンである。ブロック別にみると大阪市が 180 万トン(41%)で最も多く、以下、南ブロック 101 万トン(23%)、東ブロック 79 万トン(18%)、北ブロック 76 万トン(18%)の順となっている。総排出量のうち、生活系ごみが 240 万トン、事業系ごみが 195 万トンとなっている。

総排出量のうち、焼却処理されている量は 411 万トン(94%)であり、そのうち 333 万トン(77%)が焼却により減量化され、78 万トン(18%)が焼却残さとして埋立処分されている。また、資源化されている量は 14 万トン(3%)であり、減量化量と資源化量の合計は 347 万トン(80%)となっている。

表 1 - 1 地域区分

ブロック名	構 成 市 町 村
大阪市	大阪市
北ブロック	高槻市、茨木市、摂津市、箕面市、吹田市、池田市、豊中市、 (豊能郡)豊能町、能勢町、(三島郡)島本町
東ブロック	東大阪市、枚方市、寝屋川市、交野市、四條畷市、門真市、守口市、大東市、 八尾市、柏原市
南ブロック	堺市、高石市、和泉市、泉大津市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、(泉北郡)忠岡町(泉南郡)熊取町、田尻町、岬町 松原市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、 (南河内郡)美原町、太子町、河南町、千早赤阪村

以降、本章においてはこの区分を使用する。

表 1 - 2 一般廃棄物の地域別排出・処理状況(平成 12 年度) (単位:トン/年)

	ごみ総量	処理内訳						焼却残さ 埋立量
		生活系ごみ	事業系ごみ	焼却	資源化	埋立	その他	
大阪市	1,795,118	764,791	1,030,327	1,711,743	26,320	57,055	0	377,619
北ブロック	760,858	445,315	315,543	713,438	37,152	9,036	1,232	98,964
東ブロック	787,730	498,688	289,042	739,961	33,204	14,325	240	134,681
南ブロック	1,008,084	690,083	318,001	944,328	46,402	17,033	321	170,266
大阪府合計	4,351,790	2,398,877	1,952,913	4,109,470	143,078	97,449	1,793	781,530

事業系一般廃棄物の資源化量 156,174 トンを含まない。

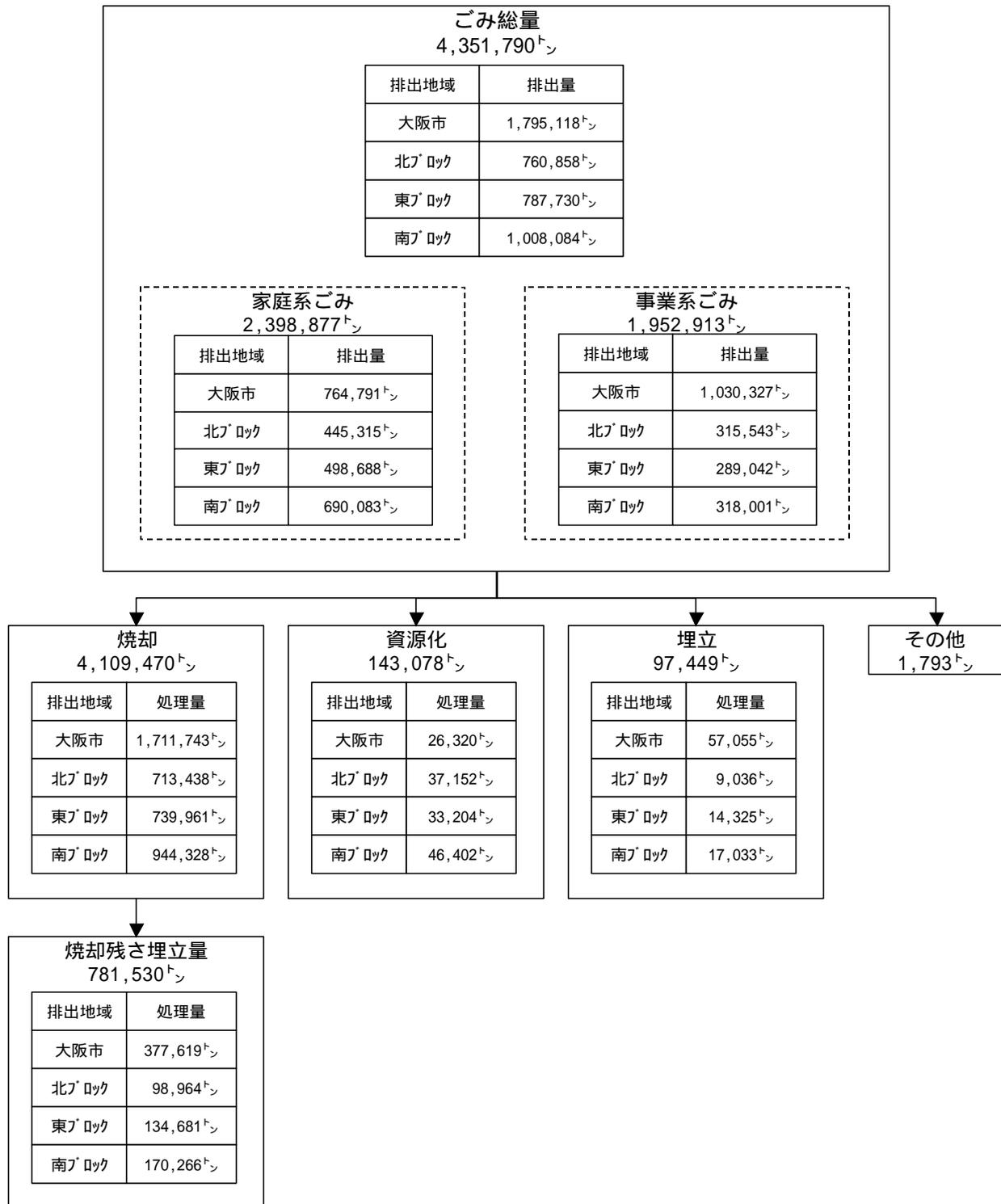


図 1 - 1 一般廃棄物の排出・処理のフロー（平成 12 年度）

(2) 経年の推移

平成12年度の排出量は生活系ごみが240万トンであり、ここ数年横ばいの傾向になっており、事業系ごみは195万トンであり過去6年間で減少傾向にある。

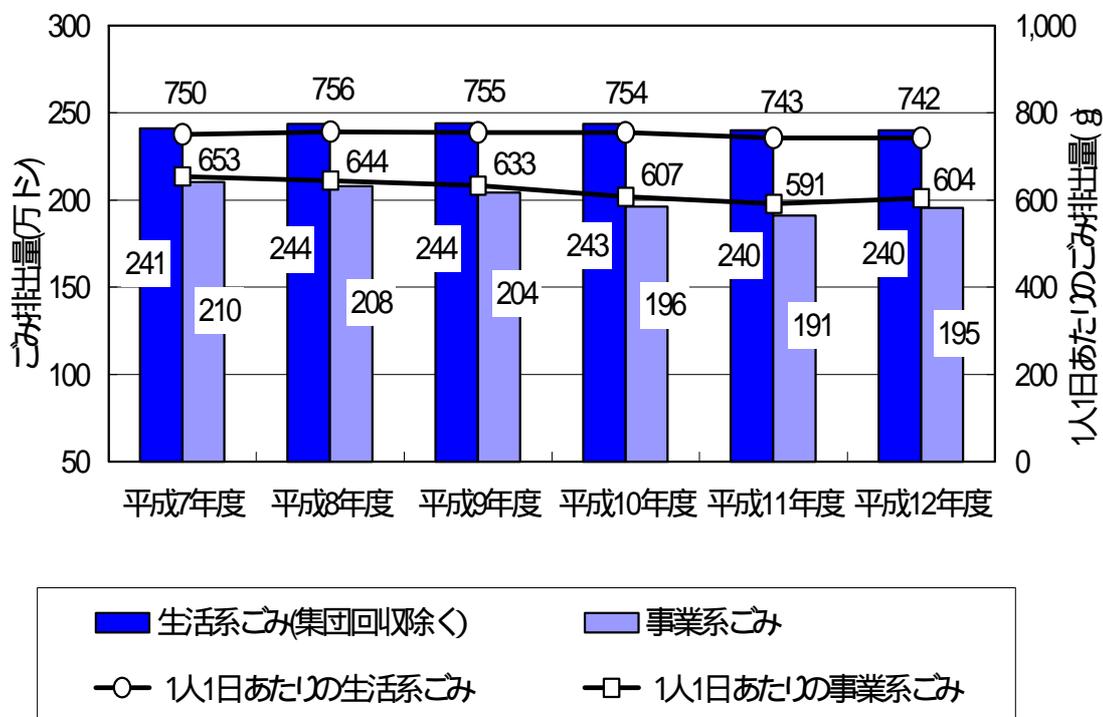


図1-2 生活系及び事業系ごみ排出量の推移

(3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行状況

一般廃棄物の中で占める割合が高い容器包装廃棄物(容積比で6割、重量比で2~3割)については、平成7年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)が公布され、これに基づく分別収集が平成9年から開始された。大阪府では、市町村による容器包装廃棄物の分別収集拡充の促進のため、3期にわたり大阪府分別収集促進計画の改定を重ねてきた。

平成13年度において容器包装リサイクル法に基づき分別回収された量は大阪府全体で10万トンであり、達成率(計画量に対する実績量の割合)は66%、回収率(排出見込量に対する実績量)は16%となっている。種類別にみると、その他紙製容器包装とその他プラスチック製容器包装が達成率、回収率ともに低くなっている。

表 1 - 3 容器包装リサイクル法に基づく分別収集量（平成 13 年度）

	排出 見込量 (t)	収集量							回収率 (%)
		計画量 (t)	実績量 (t)	達成率 (%)					
				大阪市	北プロ ック	東プロ ック	南プロ ック		
缶	66,040	41,014	32,710	5,879	8,469	7,519	10,842	79.8	49.5
アルミ除く (スチール)	47,227	30,258	27,204	5,238	7,127	6,134	8,705	89.9	57.6
アルミ	18,813	10,756	5,506	641	1,342	1,385	2,137	51.2	29.3
ガラス	126,680	62,513	41,359	7,910	10,432	9,370	13,647	66.2	32.6
紙パック	19,234	1,441	832	260	122	255	194	57.7	4.3
段ボール	70,687	22,683	15,074	未計画	5,051	5,309	4,715	66.5	21.3
その他紙製容器 包装	107,122	4,625	363	未計画	未実施	未実施	363	7.8	0.3
ペットボトル	20,379	6,882	6,907	2,326	1,295	1,622	1,664	100.4	33.9
その他プラスチ ック製容器包装 (トレイ含む)	220,115	15,917	4,401	894	386	921	2,199	27.7	2.0
合 計	630,257	155,075	101,646	17,270	25,756	24,996	33,624	65.5	16.1

(4) 「特定家庭用機器再商品化法」の施行状況

平成 13 年 4 月の「特定家庭用機器再商品化法」(以下「家電リサイクル法」という。)の本格施行以来、対象 4 品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)の廃家電品の回収・リサイクルは概ね順調に推移している。平成 14 年 10 月における全国の指定引取場所が引き取った台数は約 74 万台で前年同月比 5 万台増となっている。

表 1 - 4 家電リサイクルの実施状況(全国:平成 13 年度)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数(千台/年)	1,334	3,083	2,191	1,930
再商品化処理台数(千台/年)	1,301	2,981	2,143	1,882
再商品化等処理重量(トン/年)	57,634	79,978	127,596	54,041
再商品化重量(トン/年)	45,019	58,814	76,359	30,783
再商品化率(%)	78	73	59	56

(5) 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」の施行状況

一般廃棄物排出量の約 3 割(重量比)を占める食品廃棄物のリサイクルを推進するため制定された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(以下「食品リサイクル法」という。)が、

平成13年5月に施行された。同法に基づき国が定めた基本方針により、食品関連事業者の再生利用等の実施率を平成18年度までに20%以上に向上させることと定められた。

(6) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」の施行状況

全国で年間約500万台排出される使用済自動車は、金属部品などは価値が高く、解体業者や破砕業者において売買され、有用部品のリユースが行われてきた。しかし、大量に発生するシュレッダーダストの減量化・リサイクルが必要となるとともに、鉄スクラップ価格の低迷などによる使用済自動車の逆有償化が進展しており、不法投棄・不適正処理の懸念も生じている。

このような状況の下、平成14年7月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(以下「自動車リサイクル法」という。)が成立し、リサイクル料金の前払いと自動車製造業者等、引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者等の関係事業者の役割分担のもと、使用済自動車の不法投棄の防止とリサイクル・適正処理の推進を図ることとなった。

同法の施行は段階的に行われることとされており、平成17年1月までに使用済自動車の再資源化とリサイクル費用の負担等が開始され完全施行されることとなっている。

1-2 産業廃棄物

(1) 排出・処理の現状

平成12年度における大阪府の産業廃棄物の総排出量は、1,768万トンである。種類別にみると、汚泥が1,221万トン(69%)、がれき類332万トン(19%)、鋳さい63万トン(4%)、金属くず22万トン(1%)、木くず22万トン(1%)、廃プラスチック類20万トン(1%)、ガラス・陶磁器くず18万トン(1%)などとなっている。ブロック別にみると、大阪市が642万トン(36%)で最も多く、以下、南ブロック472万トン(27%)、東ブロック379万トン(21%)、北ブロック275万トン(16%)の順となっている。

委託中間処理量は812万トンであり、総排出量の46%に当たる。処理の委託先をブロック別にみると、南ブロックが301万トン(37%)で最も多く、以下、大阪市230万トン(28%)、東ブロック150万トン(19%)、大阪府外110万トン(14%)、北ブロック19万トン(2%)の順となっている。

処理処分の内訳は、中間処理による減量化量が1,157万トン(65%)、再生利用量が464万トン(26%)、最終処分量が147万トン(8%)となっている。

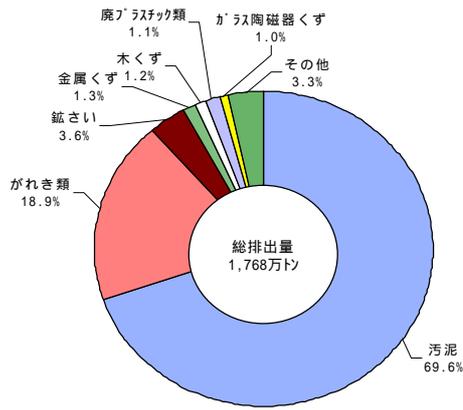


図 1 - 3 種類別排出量(産業廃棄物)

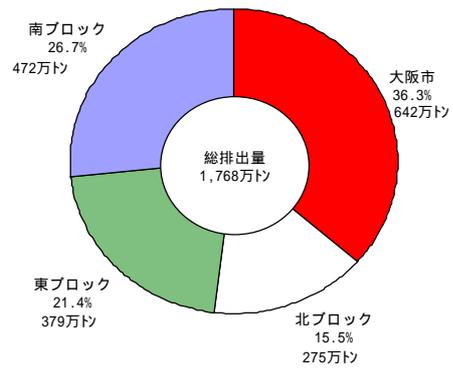


図 1 - 4 地域別排出量(産業廃棄物)

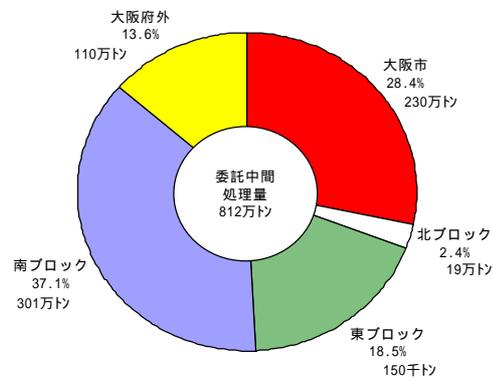


図 1 - 5 委託先別委託中間処理量(産業廃棄物)

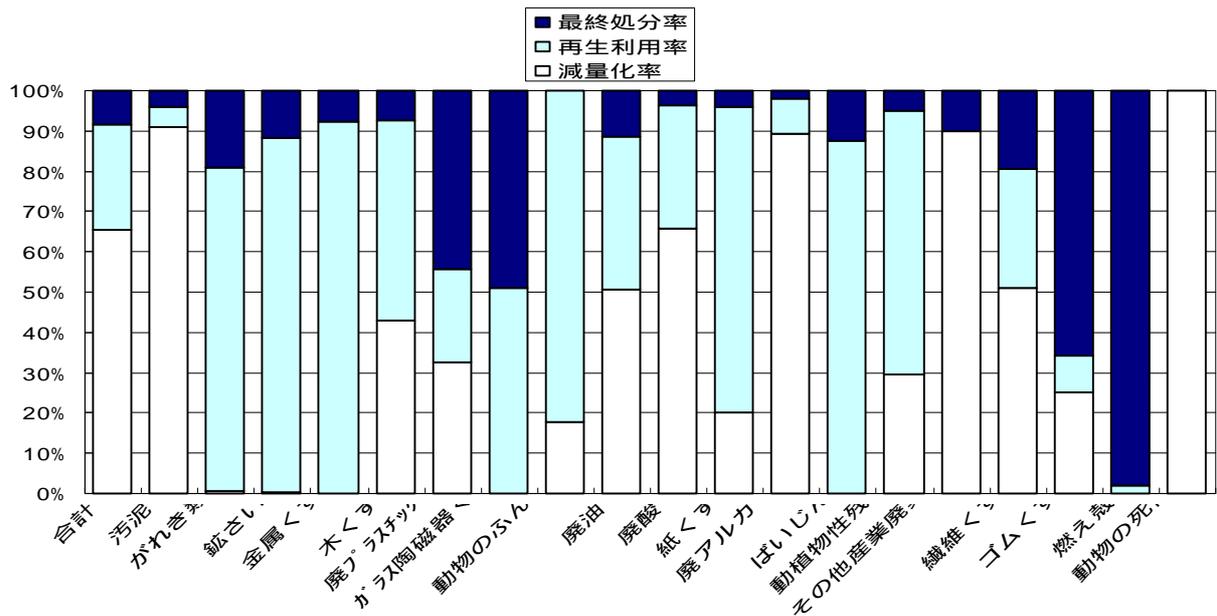


図 1 - 6 産業廃棄物の処理処分状況

表1-5 産業廃棄物の処理・処分状況（平成12年度・種類別）（単位：万t/年）

区分 種類	排出量					直接再生 利用量 B	中間処理 量 C	委託中間処理量					直接最終 処分量 D	処理後残 さ量 E	減量化量 F	処理後再 生利用量 G	処理後最 終処分量 H	再生利用 量 I (B+G)	最終処分 量 J (D+H)	
	A	大阪市	北ノロック	東ノロック	南ノロック			C'	委託先											
									大阪市	北ノロック	東ノロック	南ノロック								大阪府外
合計	1,768	642	275	379	472	0	1,728	812	230	19	150	301	110	40	570	1,157	464	107	464	147
汚泥	1,221	425	207	265	324	0	1,216	372	108	0	14	204	45	5	105	1,111	60	45	60	50
有機性汚泥	878	306	169	151	252	0	877	220	2	0	3	203	11	1	19	858	12	7	12	8
無機性汚泥	343	119	38	114	72	0	339	152	106	0	11	1	33	4	86	253	48	38	48	42
がれき類	332	128	49	65	90	0	312	297	81	15	106	68	27	20	310	2	266	44	266	64
コンクリート片	175	68	26	35	46	0	164	157	47	9	54	35	13	12	164	0	152	11	152	23
廃アスファルト	107	41	15	20	31	0	104	97	21	5	38	25	7	2	104	0	103	2	103	4
その他がれき類	13	5	2	3	4	0	9	9	2	0	3	2	1	4	9	-0	8	2	8	5
混合廃棄物	37	13	6	7	9	0	35	34	10	1	11	6	6	2	33	2	3	30	3	32
鉱さい	63	45	1	10	7	0	56	29	10	0	9	8	2	7	56	0	55	0	55	7
金属くず	22	6	3	7	6	0	22	21	7	1	5	6	2	0	22	0	20	1	20	2
木くず	21	6	3	4	9	0	21	16	6	1	2	5	3	1	11	9	11	1	11	2
廃プラスチック類	20	5	3	6	6	0	16	15	3	1	3	4	4	4	10	6	5	5	5	9
廃プラスチック	18	5	3	5	5	0	15	14	3	1	3	3	4	3	8	6	4	5	4	8
廃タイヤ	1	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0
ガラス陶磁器くず	18	7	3	3	5	0	15	14	2	0	6	1	5	2	15	0	9	6	9	9
動物のふん尿	13	0	1	3	9	0	13	0	0	0	0	0	0	0	11	2	11	0	11	0
廃油	12	5	2	3	3	0	12	11	2	0	1	1	6	0	6	6	5	1	5	1
鉱物油	8	3	1	2	2	0	8	7	2	0	1	1	4	0	3	4	3	0	3	0
動植物油	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃溶剤	2	1	1	1	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	2	1	1	1	1	1
固形油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
油泥	2	0	0	1	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0
廃酸	12	3	0	4	4	0	12	9	5	0	0	0	3	0	4	8	4	0	4	0
紙くず	10	3	1	4	2	0	10	9	3	1	3	1	1	0	8	2	8	0	8	0
廃アルカリ	9	5	0	2	2	0	9	5	2	0	0	1	2	0	1	8	1	0	1	0
ばいじん	8	3	0	1	3	0	7	7	0	0	0	0	7	0	7	-0	7	1	7	1
動植物性残さ	5	0	2	1	2	0	4	4	0	0	0	0	3	0	3	1	3	0	3	0
その他産業廃棄物	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
繊維くず	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注)万トン未満四捨五入のため合計値の合わない場合がある

(2) 経年の推移

平成7年度と平成12年度における産業廃棄物の排出量を比較すると、平成7年度が1,823万トン、平成12年度が1,768万トンであり、わずかに減少傾向にある。減量化量はほぼ横ばいであるが、再生利用量が349万トンから464万トンに増加しており、最終処分量は343万トンから147万トンに大幅に減少している。

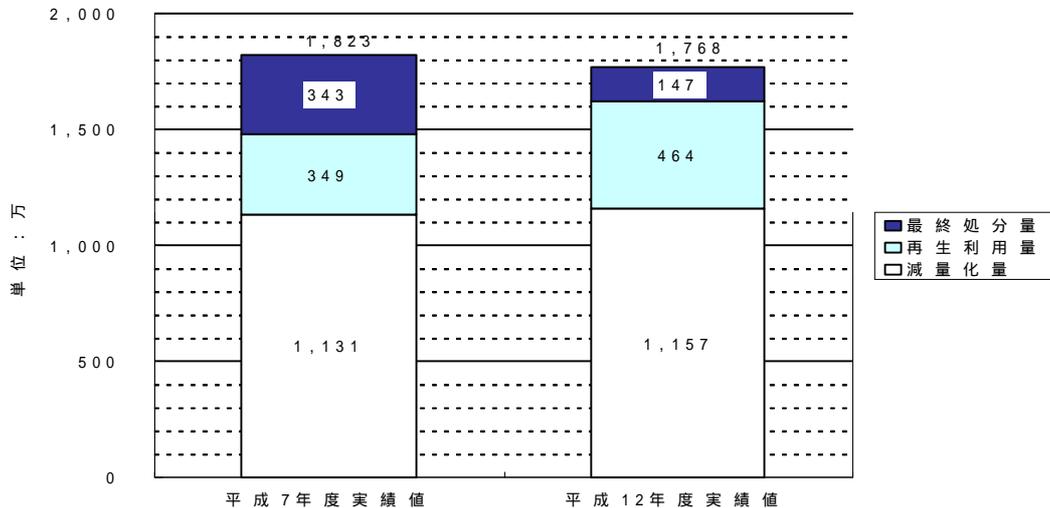


図1-7 処理処分状況の経年変化(産業廃棄物)

(3) 処理施設設置状況調査

平成13年度現在の府域における産業廃棄物処理施設の設置状況調査を行った。なお、ここで言う「産業廃棄物処理施設」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されている産業廃棄物処理施設並びにその対象規模未達の法定外産業廃棄物処理施設のことである。また、「産業廃棄物処理業者」とは、それらの施設を保有する処理業者のことである。

大阪府の産業廃棄物処理業者数は252であり、地域別では大阪市が89で最も多く、以下、南ブロック71、東ブロック65、北ブロック27の順となっている。

処理業者が保有する産業廃棄物処理施設は大阪府全体で353施設であり、地域別では大阪市が139施設で最も多く、以下、東ブロック91施設、南ブロック86施設、北ブロック37施設の順となっている。

種類別で見ると、ガラス・陶磁器くず、廃プラスチック類、がれき類などを対象とした破碎・切断施設が最も多く、次いで汚泥の脱水・乾燥施設、木くず・廃プラスチック類の焼却施設が多くなっている。

表1-6 地域別事業者数・施設数・許可品目(抄)件数

地域	業者数	施設種類	施設数	施設許可品目(抄)件数(重複あり)						
				汚泥	がれき類	鋳さい	金属くず	木くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず
大阪市	89	破碎・切断施設	59	0	44	5	38	39	41	40
		選別施設	6	0	3	1	4	4	4	4
		焼却施設	13	6	0	0	1	4	6	0
		脱水・乾燥施設	14	14	0	0	0	0	0	0
		中和施設	14	0	0	0	0	0	0	0
		油水分離施設	9	1	0	0	0	0	0	0
		その他施設	24	9	0	1	8	1	7	5
		計	139	30	47	7	51	48	58	49
北ブロック	27	破碎・切断施設	26	1	11	0	11	11	13	18
		選別施設	0	0	0	0	0	0	0	0
		焼却施設	3	0	0	0	0	3	0	0
		脱水・乾燥施設	1	1	0	0	0	0	0	0
		中和施設	2	0	0	0	0	0	0	0
		油水分離施設	1	0	0	0	0	0	0	0
		その他施設	4	0	0	0	1	1	3	0
		計	37	2	11	0	12	15	16	18
東ブロック	65	破碎・切断施設	51	2	23	1	24	24	28	35
		選別施設	2	0	1	0	2	1	0	2
		焼却施設	7	0	0	0	1	3	4	1
		脱水・乾燥施設	2	1	0	0	0	0	0	0
		中和施設	6	0	0	0	0	0	0	0
		油水分離施設	7	1	0	0	0	0	0	0
		その他施設	16	7	0	1	0	2	3	0
		計	91	11	24	2	27	30	35	38
南ブロック	71	破碎・切断施設	47	1	22	3	15	16	20	23
		選別施設	5	0	3	0	5	3	5	5
		焼却施設	7	3	0	0	1	7	2	1
		脱水・乾燥施設	3	3	0	0	0	0	0	0
		中和施設	2	0	0	0	0	0	0	0
		油水分離施設	2	0	0	0	0	0	0	0
		その他施設	20	7	0	1	0	3	5	0
		計	86	14	25	4	21	29	32	29
大阪府合計	252	破碎・切断施設	183	4	100	9	88	90	102	116
		選別施設	13	0	7	1	11	8	9	11
		焼却施設	30	9	0	0	3	17	12	2
		脱水・乾燥施設	20	19	0	0	0	0	0	0
		中和施設	24	0	0	0	0	0	0	0
		油水分離施設	19	2	0	0	0	0	0	0
		その他施設	64	23	0	3	9	7	18	5
		計	353	57	107	13	111	122	141	134

法定外の産業廃棄物処理施設を含む。

(4) 再資源化物の種類・用途等

アンケート調査の概要

産業廃棄物処理業者における中間処理後の再資源化物の用途を把握することを目的としてアンケート調査を実施し、その回答を取りまとめた。

調査対象は大阪府産業廃棄物協会会員(大阪府外含む)のうち中間処理施設を所有する107事業者とし、調査項目は中間処理施設の種類と処理対象廃棄物、再資源化物の種類と用途とした。

回答件数は40件で、回答率は37%であった。

中間処理施設の種類と対象廃棄物

このアンケート調査において、回答が得られた施設の種類の多くは破砕・切断施設が多く、処理対象廃棄物は廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類が多い。

表1-7 中間処理施設の種類及び処理対象廃棄物

施設種類	破砕・切断施設	選別施設	焼却施設	脱水施設	乾燥施設	中和施設	油水分離施設	その他施設
回答施設数	29	5	4	10	4	7	4	7
処理対象廃棄物	燃え殻	0	0	0	0	1	0	3
	汚泥	3	0	3	9	2	2	4
	廃油	0	0	3	1	0	0	3
	廃酸	0	0	2	1	0	7	2
	廃アルカリ	0	0	2	1	0	6	2
	廃プラスチック類	19	3	2	1	0	0	3
	紙くず	14	2	2	0	0	0	1
	木くず	17	2	2	0	0	0	2
	繊維くず	15	2	2	0	0	0	1
	動植物性残さ	1	0	1	0	2	0	1
	ゴムくず	11	2	1	0	0	0	1
	金属くず	15	4	1	0	0	0	1
	ガラス・陶磁器くず	18	3	1	0	0	0	2
	鉱さい	2	0	0	0	0	0	2
	がれき類	18	2	0	0	0	0	1
ばいじん	0	0	0	0	0	0	3	
その他産業廃棄物	1	0	1	0	0	0	0	

その他施設：減容固化2、コンクリート固化2、混合調整2、蒸留

注1) アンケート調査に回答があったものを取りまとめたもの

注2) 複数回答あり

再資源化物の種類と用途

再資源化されている廃棄物の種類別にみると、木くず、金属くず、汚泥、廃プラスチック類、コンクリート片、紙くずの回答件数が多い。木くずの再資源化の用途として最も多い回答は燃料であり、同じく金属くずでは金属類原材料、汚泥ではセメント原材料、廃プラスチック類では燃料並びにプラスチック原材料、コンクリート片では建設資材、紙くずではパルプ・紙原材料となっている。

再資源化の用途別にみると、建設資材、燃料、金属類原材料、パルプ・紙原材料の回答件数が多い。建設資材として再資源化されている主な廃棄物の種類はコンクリート片や廃アスファルトであり、同じく燃料では木くずや廃プラスチック類、金属類原材料では金属くず、パルプ・紙原材料では紙くずとなっている。

表 1 - 8 再資源化物の種類及び用途

	建設資材	燃料	金属類 原材料	プラスチック 原材料	セメント 原材料	パルプ・ 紙原材料	飼料・ 肥料	高炉 還元剤	再生油・ 再生溶剤	薬品	計
汚泥	5	2	2	0	6	0	2	0	0	0	17
廃油	0	3	0	0	1	0	0	0	2	0	6
廃酸・廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
廃プラスチック類	0	6	0	6	0	0	0	2	0	0	14
紙くず	0	1	0	0	0	11	0	0	0	0	12
木くず	4	13	0	0	0	3	0	0	0	0	20
繊維くず	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
ゴムくず	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
金属くず	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	20
ガラス・陶磁器くず	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
コンクリート片	13	0	0	0	1	0	0	0	0	0	14
廃アスファルト	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6
その他がれき類	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
計	33	27	22	6	9	14	3	2	2	2	

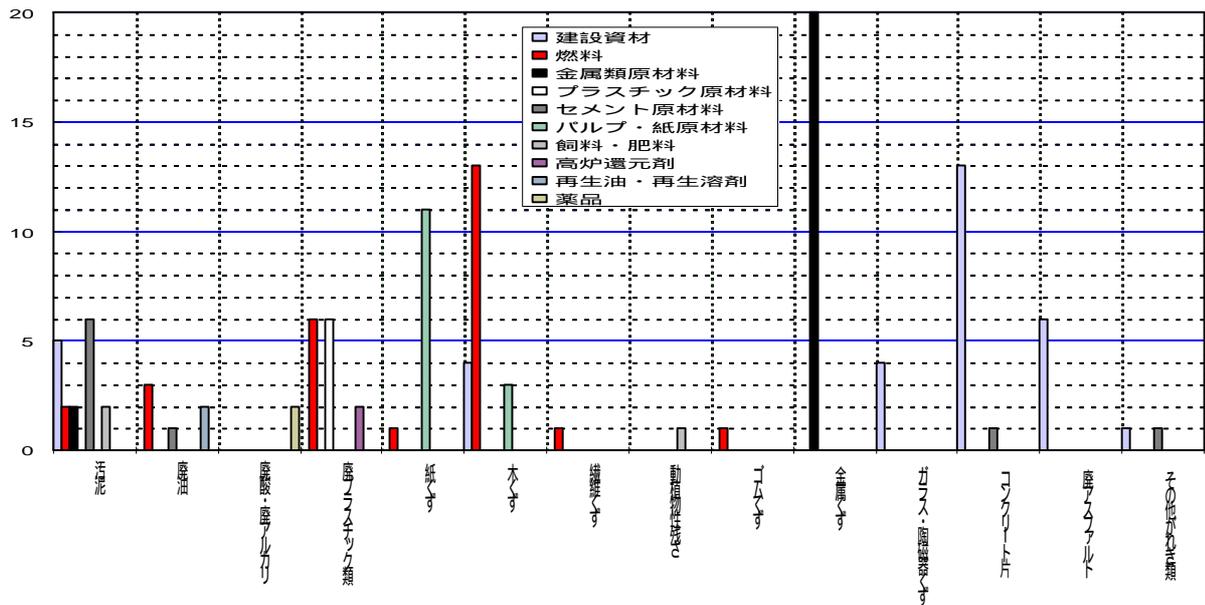


図 1 - 8 再資源化物の種類及び用途

(5) 府域外移動の状況

府域から府域外への産業廃棄物の広域移動量は表1-9のとおりである。

中間処理目的では近畿以外にも北陸から九州までの広い地域へ移動しており、最終処分目的では近畿以外では東海・中国への移動が多くなっている。

表1-9 産業廃棄物の広域移動量 (千トン/年)

	北海道 東北	関東	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
総量	2	3	31	65	903	59	52	53	1,168
中間処理目的	2	3	30	33	821	32	52	53	1,026
最終処分目的	0	0	1	32	81	27	0	0	142

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

北陸：新潟県、富山県、石川県、福井県

東海：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

出典：平成13年度廃棄物の広域移動対策検討調査報告書（環境省）

1-3 環境関連事業者における3R(リデュース・リユース・リサイクル)技術の研究開発動向調査

(1) 概要

近畿圏の事業者における環境関連技術開発状況を把握することを目的としてアンケート調査を実施し、その回答を取りまとめた。

調査対象は大阪府及び近畿地区のISO14001を取得している800事業所とし、調査項目は当該事業所において研究・開発されている環境関連技術とした。

回答があったのは386事業所で、回答率は48%であった。

(2) 3R技術研究開発動向

各事業所で取り組んでいる環境関連技術の研究開発動向のアンケート調査結果は表1-9のとおりである。

特に3Rに関連する項目として、環境負荷低減・省資源型の技術・プロセス及び製品の研究開発、環境に関する研究開発、廃棄物処理サービス、廃棄物処理設備の建設・設置、廃棄物処理装置・資材製造、建設再生素材の供給がある。具体的には、製造工程から排出される不要物のリユースや発生抑制に関する研究、リサイクル・リユース配慮型製品・資材の製造、リサイクル機器や設備の研究開発、リサイクル製品の研究開発などが様々な業種で進められている。

具体例(抜粋)

廃棄物処理サービス：リサイクル(分別・梱包・洗浄)

金属スクラップを製錬向・伸銅向等に分別・リサイクル(卸売業)

廃棄物処理サービス：リサイクル施設の運転

鋳物廃砂リサイクル(鋳業)、廃プラ・金属くず・木くず・紙くず等選別リサイクル(廃棄物処理業)

廃棄物処理用装置・資材製造：選別装置

廃プラの種類・表面処理(塗装等)・汚れなどを識別するプラスチック回収装置(機械器具製造業)

廃棄物処理用装置・資材製造：リサイクル機器

廃石膏ボード分別装置(電気・ガス・熱供給業・水道業)、PE 廃材と PET の混合樹脂製造装置(建設業)

環境に関する研究開発：環境負荷の低い工程

省エネ・長寿命化・エコマテリアル等を組み合わせた環境負荷の低い建物設計(建設業)、鉛レスハンダ付け工程(機械器具製造業)

環境に関する研究開発：排出される負荷の低減

排ガス中炭酸ガスを利用したアルカリ排水の中和(化学工業・化学製品・薬品製造業)

廃棄物処理設備建設：リサイクル施設

家電リサイクル実証実験会社設立(機械器具製造業)

環境負荷低減・省資源型技術・プロセス：環境負荷低減・資源有効利用技術

PET ボトルのポリエステル樹脂原料化技術(化学工業・化学製品・薬品製造業)

環境負荷低減・省資源型技術・プロセス：素材・部品リユース

工程内廃材の直接再利用化(鉄鋼業・非鉄金属・金属製造業)

環境負荷低減・省資源型製品：3R 配慮製品・資材製造

塩素等のリサイクルの妨げとなる物質を含まない製品の製造・開発

再生素材の供給：その他リサイクル製品

廃木材利用の合成木材(建設業)、電気炉スラグ・コンクリートがら・廃電柱の再生砕石(路盤材)(鉄鋼業・非鉄金属・金属製造業)

表 1 - 10 環境関連技術研究開発動向アンケート調査結果概要
(環境関連産業分類(大分類)別)

	環境改善を直接実施		環境改善を加速		環境改善を支援	
環境汚染防止	排水処理サービス	4	大気汚染防止用装置・資材製造	16	環境測定・分析用装置・資材製造	11
	廃棄物処理サービス	39	排水処理用装置・資材製造	24	大気汚染防止サービス	5
	土壌・水質浄化サービス	14	廃棄物処理用装置・資材製造	22	騒音・振動防止サービス	3
			土壌・水質・地下水浄化用装置・資材製造	16	環境に関するエンジニアリング	20
			騒音・振動防止用装置・資材製造	3	分析・データ収集・アセスメント	20
			環境に関する研究開発	59	教育・訓練・情報提供	10
			大気汚染防止設備建設・設置	2	環境測定・分析用設備建設	0
			排水処理設備建設・設置	6		
			廃棄物処理設備建設・設置	27		
			土壌・水質浄化設備建設・設置	6		
環境負荷低減			環境負荷低減・省資源型技術・プロセス	89	環境負荷低減・省資源サービス	2
			環境負荷低減・省資源型製品	62		
資源有効利用	持続可能な農業・漁業	1	室内空気汚染防止装置・資材製造	2	エコ・ツーリズム	1
	持続可能な林業	1	水供給装置・素材製造	1		
	自然災害防止	1	再生素材の供給	27		
	自然保護・資源管理等	1	再生可能エネルギー施設建設	7		
			省エネルギー装置・素材製造	21		
その他 14						
分類表は“ The Environmental Good & Service Industries (OECD,1999) ” の分類を元に大阪府環境情報センターが作成						
回答件数：のべ537件						

第2章 京阪神圏における廃棄物処理・リサイクルの状況

前章に記述したとおり、府域で発生する産業廃棄物は中間処理や最終処分の段階で他府県に移動している量も多く、また、従来より京阪神圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）では国と自治体の連携により大阪湾フェニックス計画として廃棄物最終処分場を計画的に確保するなど、廃棄物処理については近隣府県との関わりが重要な要素のひとつとなっている。このため、この章では、京阪神圏における廃棄物・リサイクルの状況を記述する。

2 - 1 廃棄物処理・リサイクルの状況

（1）廃棄物の排出状況

京阪神圏（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）は、人口2,085万人（全国の16%）、GDP81兆円（同16%）という東京圏に次ぐ経済圏であり、平成12年度には5,862万トンの産業廃棄物（同15%）が排出され、1,021万トンの一般廃棄物（同20%）が発生している。

産業廃棄物の排出状況は、臨海部に素材系産業の集積が多くみられる兵庫県と大阪府からの排出量が多く、両府県で京阪神圏全体の75%を占めている。業種別の排出量は、産業構造を反映して全国に比較して農林水産業からの排出量の割合が少なく、製造業（全排出量の38%）、電気・ガス・水道・熱供給業（同34%）、建設業（同21%）からの排出量の割合が多くなっている。また、種類別では、汚泥の排出量が約3,400万トン（全排出量の58%）で最も多く、次いで、がれき類、鋳さいの順となっている。なお、汚泥の内訳としては、下水汚泥（占める割合53%）、建設汚泥（同7%）、上水汚泥（同5%）等となっている。

産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、今後、下水道の整備の進捗に伴う下水汚泥や都市部を中心に老朽化した木造建築物等の解体に伴う建築解体廃棄物等が多く発生することが見込まれることから、中長期的には漸増すると予測される。

一般廃棄物についても、人口比率が高い大阪府と兵庫県の両府県から京阪神圏全体の約70%が排出されている。京阪神圏からの発生量は、ここ数年は1,010万トン～1,020万トン台で推移しているが微増傾向にあり、特に、平成12年度の1人1日あたりの排出量は1,292gと全国の1,114g（平成11年度）よりも多くなっている。

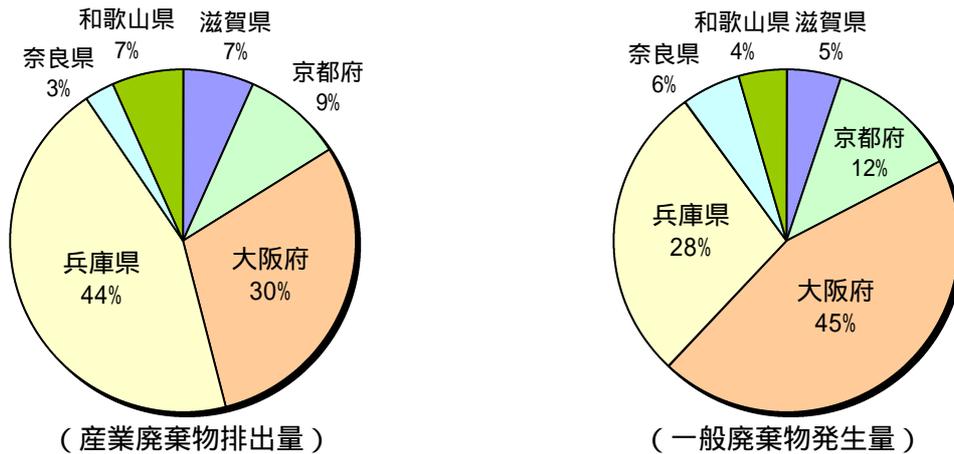


図 2 - 1 京阪神における地域別割合 (平成 12 年度)

(2) 廃棄物の処理処分の状況

京阪神圏における平成 12 年度の廃棄物処理の状況をみると、産業廃棄物は、排出量 5,862 万トンのうち、中間処理等により 3,408 万トン (排出量の 58%) が減量され、2,033 万トン (同 35%) が再生利用され、最終処分量は 421 万トン (同 7%) となっている。最終処分量が多いのは汚泥とがれき類で最終処分量の約 6 割を占めている。

一般廃棄物については、排出量 1,021 万トンのうち、中間処理等により 706 万トン (排出量の 69%) が減量され、98 万トン (同 10%) が再生利用され、最終処分量は 217 万トン (同 21%) となっている。

(3) リサイクルの状況

京阪神圏におけるリサイクルの取組状況は、産業廃棄物、一般廃棄物ともに、ここ数年進捗しているものの、平成 12 年度の産業廃棄物の再生利用率は 35%、一般廃棄物も 10% であり、いずれも全国平均 (産業廃棄物 45%、一般廃棄物 14%) に比べ低くなっている。

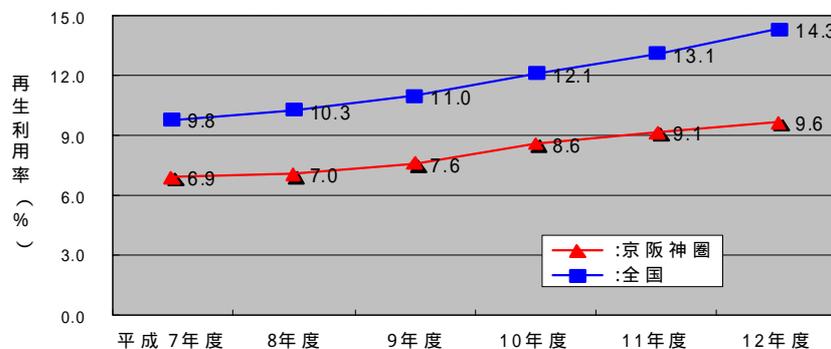


図 2 - 2 一般廃棄物リサイクル率の推移 (京阪神圏)

(4) 最終処分の状況

京阪神圏においては、昭和57年から廃棄物最終処分場を海面埋立により確保する大阪湾フェニックス事業が展開されている。

大阪湾フェニックス処分場への対象圏（京阪神圏内の195市町村）からの搬入量は、産業廃棄物は震災処理の建設廃材が大量に搬入された平成7年度以降減少傾向にあり、一般廃棄物はここ数年ほぼ横ばいとなっている。民間事業者による新たな最終処分場の設置が難しく、処分場の残容量が減少している中で、今後、フェニックス処分場の役割はこれまで以上に重要になると考えられる。

2-2 京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会

平成13年6月に国の都市再生本部において、第1次都市再生プロジェクトとして「大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築」が決定され、先行して、東京圏において首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会が設置され、平成14年4月に取りまとめがなされている。京阪神圏においても、ゴミゼロ型都市を構築する上での課題を解決し、その取組を推進するため、平成14年7月に近畿2府4県3政令市と国による協議の場として京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会を設置し、平成15年3月に「京阪神圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」として、中長期計画が策定されている。

この計画では、9府県市が全体として取り組む廃棄物の減量化目標を設定し、その目標達成に向けた「廃棄物処理・リサイクル施設整備のあり方」など循環型社会形成にむけた環境整備の方策について記載されている。

本章2-1の記述は、平成15年3月に取りまとめられた「京阪神圏におけるゴミゼロ型都市への再構築に向けて」（京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会）より抜粋したものである。

第3章 廃棄物処理・リサイクルに関する課題と解決への方向

3-1 廃棄物減量化目標と課題

(1) 廃棄物処理・リサイクルの課題

第1章に示した大阪府における廃棄物処理・リサイクルの現状を踏まえ、また、第2章に示した京阪神圏における現状を基にした広域的な観点も考慮し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成するためには以下の諸課題を克服していく必要があると考えられる。

(大量に発生する廃棄物)

平成12年度に府域から排出された一般廃棄物は457万トンで、ここ数年は横ばい傾向にあるもの依然として高い水準で推移している。また、国の調査結果(「日本の廃棄物処理 平成11年度版」環境省)によると、都道府県別の総排出量で大阪府は東京都に次いで全国2番目、一人あたりの排出量は1,363g/日と最も多くなっている。

平成12年度に大阪府域から排出された産業廃棄物は1,768万トンで、平成7年度の調査結果に比べると55万トン減少している。これは、全国の産業廃棄物排出量(「産業廃棄物排出・処理状況調査 平成10年度実績」環境省調べ)と比較すると、単位面積あたりの排出量は全国の約9倍、単位人口あたりでは全国の約0.6倍となっているが、全国総排出量4億849万トン(都道府県平均約869万トン)の約4.3%を占め依然大量に排出されている。

このように排出量が多い上、種類の多様化が進むという状況は、高度に都市化が進んだ府域においては大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルが定着していること、多くの事業所が府域に集中していることなどに起因すると考えられる。また、排出された産業廃棄物のうち、建設工事に伴い発生する廃棄物は30%を占めており、昭和40年代以降の高度成長期に急増した建築物が更新時期を迎えることから、今後とも、建設系廃棄物の排出が懸念される。

(全国レベルに比べ低いリサイクル率)

国においては、平成12年6月に循環型社会の実現に向けた道程を明らかにするため「循環型社会形成推進基本法」を制定した。また、同法と一体的に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という。)が改正され、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」)「食品リサイクル法」「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が成立した。さらに、平成14年7月には「自動車リサイクル法」が成立し、既に施行されている「容器包装リサイクル法」「家電リサイクル法」などに併せて、法的基盤は整備されつつある。

府においても、3期にわたり大阪府分別収集促進計画の改定を重ね、市町村による容器包装廃棄

物の分別収集拡充の促進に努めるなど、各種リサイクル法の円滑な施行に努めており、リサイクル率は一定の増加は見られている。

しかし、平成12年度においては一般廃棄物が8.3%、産業廃棄物が26%となっており、全国のリサイクル率（一般廃棄物13%、産業廃棄物43%）と比較すると、一般廃棄物が約5ポイント、産業廃棄物が17ポイント低くなっている。一般廃棄物については、都市化の進展や事業系一般廃棄物の排出量が多いことなど、また、産業廃棄物については、再生利用率の高い動物のふん尿の排出量が少なく、中間処理による減量化率が高い汚泥の排出量が多いことが原因と考えられる。

今後、ソフト面・ハード面での取組みを進め、リサイクル率の向上を図る必要がある。

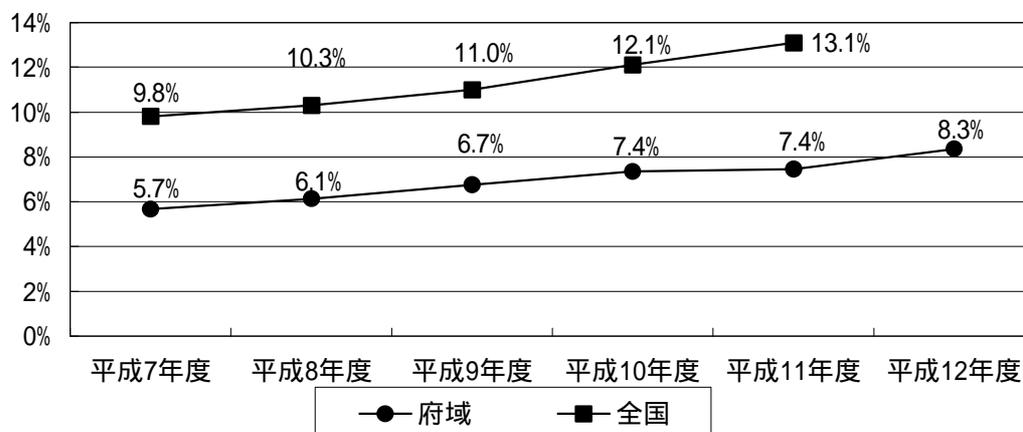


図3-3 一般廃棄物のリサイクル率の推移

（困難な廃棄物処理施設等の整備）

廃棄物の不法投棄などの不適正処理、焼却施設からのダイオキシン類の発生による環境汚染などに対する不安から廃棄物処理施設に対する不信感が高まっていること、また、人の健康や生態系への影響を回避するために水源や森林地域の保全が求められていることなど、新たな廃棄物処理施設や廃棄物最終処分場の設置はますます困難な状況となっている。

府では近隣府県、市町村等と協力しながら、大阪湾フェニックス計画として、大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の海面埋立処分場を泉大津沖に確保するなど公共関与による最終処分場の確保に努めてきたが、このような状況の中、廃棄物のリサイクルを一層進め、最終処分場の延命化を図る必要がある。

（懸念される有害化学物質による環境汚染）

近年、焼却施設から排出されるダイオキシン類やPCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の紛失による環境汚染の防止など廃棄物に関する有害化学物質対策が重要な課題となっている。

廃棄物焼却施設から排出されるダイオキシン類の環境への排出を抑制するため、構造基準に適合した施設への改善やばいじん、燃え殻等の適正処理が求められている。

また、PCB廃棄物については、処理施設の設置がこれまで困難であったため長期保管の状況が続いており、紛失などによる環境汚染の防止、確実かつ適正な処理の推進を目的として、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が制定され、事業者は今後15年以内にPCB廃棄物を処理することが義務付けられている。

(跡を絶たない不適正処理)

苦情や監視パトロールで発見した野外焼却や不法投棄などの産業廃棄物の不適正処理件数は、年々増加している。平成13年度には大阪府において411件でそのうち約40%が野外焼却、約37%が野積みとなっており、平成9年度に比べ倍増するとともに、その内容については悪質化、巧妙化、広域化している。

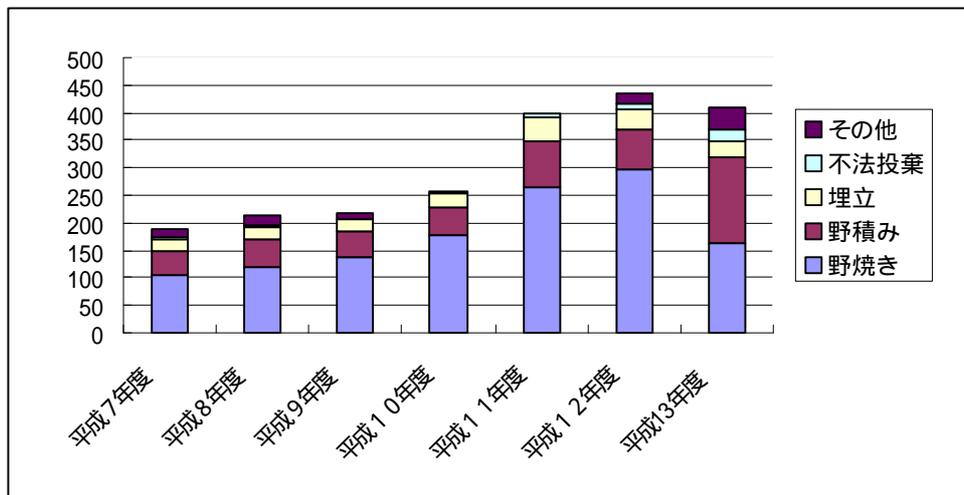


図3-4 不適正処理件数の推移

(新たな課題)

上に示した諸課題に加え、

高度成長期から整備・運営を行ってきた公共関与による廃棄物最終処分場が受入終了時期を迎えてきていることから、この跡地の有効活用を図る必要があること

地球温暖化問題への取組みのひとつである二酸化炭素などの温暖化ガスの排出削減に貢献するため、廃棄物処理・リサイクルで発生する未利用エネルギーの活用が望まれていること

大阪都市圏における産業活性化のため、循環型社会形成の担い手である環境関連産業の振興が望まれていること

などが、循環型社会の形成のための新たな課題として注目されているところである。

(2) 廃棄物減量化の目標

このような課題を克服し、最適生産、最適消費、最少廃棄型の循環型社会を形成するためには、府民、事業者、行政など社会を構成する全ての関係者が従来の価値観を改め、共通の認識のもと、それぞれの果たすべき役割に責任を持ち、連携して取り組んでいかなければならない。

府は、このような状況を十分認識したうえ、府民、事業者、行政が廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正な処分に取り組むための規範とするため平成14年3月に大阪府廃棄物処理計画を策定しており、この中で、一般廃棄物・産業廃棄物の区分ごとに減量化の目標を設定している。

【大阪府廃棄物処理計画における廃棄物の減量化目標】

廃棄物ごとの減量化目標は下表のとおりであり、国の基本方針に基づき、平成 9 年度に対し、平成 22 年度において、最終処分量をおおむね半分に削減することをみすえつつ、目標年度の平成 17 年度における最終処分量を一般廃棄物については 84 万トンに、産業廃棄物については 111 万トンに削減します。

なお、廃棄物の処理やりサイクル等の技術の進歩、府民意識の変革などの実態を踏まえ、必要に応じ目標を見直し、最終処分量の更なる削減に努めます。

○ 一般廃棄物

	平成 17 年度	平成 22 年度 (参考)
排出量	4 5 0 万ト	4 4 2 万ト
再生利用量	6 8 万ト	1 1 1 万ト
中間処理による減量	2 9 8 万ト	2 7 5 万ト
最終処分量	8 4 万ト	5 6 万ト

○ 産業廃棄物

	平成 17 年度	平成 22 年度 (参考)
排出量	1 8 7 2 万ト	1 9 7 7 万ト
再生利用量	5 0 6 万ト	5 4 3 万ト
中間処理による減量	1 2 5 5 万ト	1 3 3 4 万ト
最終処分量	1 1 1 万ト	1 0 0 万ト

【参考】

最終処分量	(万トン)		
	平成 9 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
一般廃棄物 (削減率)	1 0 2	8 4 (18%)	5 6 (45%)
産業廃棄物 (削減率)	2 3 2	1 1 1 (52%)	1 0 0 (57%)

一般廃棄物の最終処分量の削減には、市町村等のごみ処理施設からの焼却灰などの有効利用が重要な要素です。しかし、これには溶融施設などの整備が不可欠なため、施設整備が見込まれる平成 17 年度以降に削減率が上昇します。

3 - 2 対策が必要な廃棄物分野の抽出と解決への方向

(1) 今後対策が必要な廃棄物の分野

第1章、第2章の現状及び3 - 1に示した廃棄物処理・リサイクルについての課題を踏まえ、より効果的に各種の施策を進め課題の解決を図るためには、以下の廃棄物分野に対する対策が重要と考えられる。

- 貴重な最終処分場の延命のため、最終処分される量が多い、あるいは比率が高い廃棄物
- 各リサイクル法を適切に活用し、一層のリサイクルを促進するため、資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物
- 廃棄物の適正処理を推進し、環境リスクの低減を図るため、有害物質を含む等特別な管理が必要な廃棄物

最終処分される量及び比率が高い廃棄物

(建設廃棄物)

今後、昭和40年代以降の高度成長期に急増した建築物が更新時期を迎えるため、その解体に伴う建設廃棄物の増加が予想され、また、不法投棄など不適正処理物となる例も多いことから、平成14年5月に施行された建設リサイクル法に基づくリサイクルと適正処理の推進が課題である。特に、大量に排出されるがれき類や分別されずに排出される建設混合廃棄物(建設リサイクル法で分別解体・再資源化が義務付けられた廃棄物を除く。以下同じ。)の対策が重要であり、その分別の徹底と分別後の木質廃棄物等の種類に応じたリサイクルへの誘導が必要である。

(廃プラスチック類)

一般廃棄物の廃プラスチック類は、プラスチック製容器包装の分別収集の進展が予想されるとともに、順調に回収・リサイクルが進んでいる家電製品についても、今後は、プラスチック部分のリサイクルが課題となることが予想される。

産業廃棄物の廃プラスチック類は、製造業、建設業をはじめとしてあらゆる業種・規模の事業所からの排出され、リサイクルしにくい複合素材製品に起因する廃プラスチックなど、排出量の約半分が最終処分される状況である。このため、再生プラスチックの用途拡大や原料化などによるリサイクルの推進を図ることが必要である。

(汚泥)

汚泥は、中間処理により4%まで減量化されて最終処分されているが、排出量が非常に多いため、最終処分量は他の廃棄物種に比べて多くなっている。また、今後、下水道整備地域の拡大により汚泥排出量の増加が見込まれることなどから、そのリサイクルを一層推進する必要がある。

資源として有用性があり更に有効利用を進めるべき廃棄物

(容器包装廃棄物)

一般廃棄物に占める割合の高い容器包装廃棄物(容積比で6割、重量比で約2~3割)については、簡易包装やリターナブル容器の利用の促進など発生抑制に努めるとともに、平成12年度から対象となったプラスチック製容器包装などの分別収集を一層促進し、これら容器包装廃棄物の更なる再商品化を推進する必要がある。

1章に示したとおり、大阪府においては3期にわたり大阪府分別収集促進計画を改定するなど市町村による分別収集とリサイクルの促進に努めており、今後さらに分別収集量の拡大を図る必要がある。

(食品廃棄物)

一般廃棄物に占める割合の高い食品廃棄物については、食材の効率的な利用などの発生抑制に努めるとともに、食品リサイクル法等に基づき、堆肥化、飼料化、バイオガス化などの再生利用等を進めていく必要がある。

なお、国においては、バイオマスの活用について、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定している。

(使用済自動車関係)

使用済自動車の処理に関しては、シュレッダーダストの適正処理やリサイクル率の向上が課題である。自動車リサイクル法が平成17年1月までに完全施行される状況を踏まえ、使用済自動車のリサイクルが円滑に実施されるよう、府域において既に取り組んでいる解体業者等の事業者の一層の活用なども含め、適切なリサイクルシステム、特にシュレッダーダストのリサイクルシステムの構築が求められている。

(家電製品)

家電リサイクル法の対象となる4品目は銅、アルミ、ブラウン管ガラスなどはリサイクルが進められているが、各機器のボディ部分に使用されているプラスチック類は、資源として、更にリサイクルを進めていく必要がある。

また、将来的には対象品目が拡大される可能性があることから、このような動きも視野に入れる必要がある。

有害物質を含む等特別な管理が必要な廃棄物等

(PCB等有害廃棄物)

現在、事業者自らの責任で保管されているPCB廃棄物は、処理施設の整備が進まない中、不適正な管理などによる環境汚染のリスクが高まっており、適正管理の徹底とともに、PCB特別措置法等に基づく早急な処理体制の整備が必要である。

(有害産業廃棄物)

ばいじんなど重金属の溶出等により有害性を有する産業廃棄物の処理については、可能な限り府域内での処理が望ましいため、適正処理・リサイクル施設の整備が必要である。

(汚染土壌)

土壌汚染の状況の把握、土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする土壌汚染対策法が、平成14年5月に公布され、平成15年2月に施行されている。府では、対象物質の追加など、府域の実情に即した制度化を図ることとしており、このような新たな制度に対応するための体制の整備が必要である。

(2) 解決への方向

大阪府において、廃棄物の発生抑制、資源としての再利用、リサイクルを進め、循環型社会を形成していくためには、「今後対策が必要な廃棄物の分野」を踏まえ、以下の方向に沿った取り組みが必要である。

発生抑制・リサイクルの推進

資源の有効利用を図り、廃棄物の中間処理や最終処分による環境への負荷を可能な限り低減するため、廃棄物の発生抑制と再使用、再生利用を推進する必要がある。このため、府は、府民、事業者等とともに、大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」の推進、再生品の認定、公共工事における再生品等の率先的利用、リサイクル関連諸法の円滑な施行及び循環型社会の形成に関する教育・学習の振興などに努めることとしている。

リサイクルや適正処理のための施設の整備

大阪都市圏全体における廃棄物・リサイクルの広域的なシステムの構築、廃棄物処理の際に生じるエネルギーの有効利用及び環境関連産業の振興を通じた大阪の活性化のため、府は、民間事業者を主体としたリサイクル施設の整備を図ることとしている。さらに、大阪市域においては、関係自治体と連携しながら、環境事業団によるPCB廃棄物（高圧トランス・コンデンサ等）の処理施設の整備を推進することとしている。

規制・指導の徹底

不法投棄などの不適正処理が横行するような社会状況においては、廃棄物処理・リサイクルが健全な社会システムとして成長していくことは期待できない。

このため、府は、廃棄物処理法等の厳格な運用により排出者責任の徹底や悪質処理業者の排除を図るとともに、顕彰制度の創設を検討するなどにより優良な処理業者の育成に努めることとしている。併せて、不法投棄された場合の原状回復も推進するものとしている。